



佐々木亮弁護士に対して **懲戒請求**を行う！

佐々木亮弁護士2018年1月の法律相談において、

- 若手に手厚い処遇として格差ベア反対＝一律定額ベアはうけると思う。
- 今の時代ストライキを考えた方がいい。
- スト対弁護団を作ることも必要だ。等々アドバイスを行っています。



その後、労使共同宣言が破棄され、前中央執行委員長の制裁申請委員会設置された段階において、佐々木弁護士は代理人前中央執行委員長らの代理人としてJR東労組を相手取り、仮処分申立を行いました。

弁護士は、弁護士法並びに職務基本規定によって規律が定められています。

その規律では、依頼者と利害が対立する行為を利益相反行為として禁止しています。

この利益相反行為とはJR東労組への相談を受けたり代理人に就いているのに同時にJR東労組に対立するための代理人には就くことは禁止しているのです。

しかし、佐々木弁護士は利益相反行為を指摘されながら隠れて相談を受けていたのです。このような行為は当然にも弁護士法並びに弁護士職務基本規定に違反しています！

JR東労組に対するあらゆる組織破壊攻撃を許しません！

